
地方自治体における 社会保障分野の個人情報の取り扱い ～東京都三鷹市の例～

三鷹市企画部
地域情報化担当部長
後藤省二

平成24年6月29日

三鷹市のご紹介(1)

4101



- 面積 16.50 km²
- 住民基本台帳人口 176,785人
- 世帯 87,488世帯
(平成24年1月1日現在)
- 一般会計予算 669億 経常収支比率 88.3%(H21決算)
- 国保被保険者48,299人(30,352世帯)療養給付費73万件 92億
- 介護保険1号被保険者35,988人要介護認定者6,263人
- 身体障がい者 4,070人 子ども手当対象児童21,925人

H22

三鷹市個人情報保護条例から



1 条例制定の経過

- (1)「三鷹市基本計画」(昭和53年8月)において、コンピュータの活用による行政情報システムの確立に伴うプライバシーの保護対策と情報提供にあたってのプライバシー保護が課題として位置づけられる
- (2)「三鷹市コンピュータ活用専門委員会」のプライバシー保護対策小委員会の報告書(昭和58年5月)を基に、条例原案を作成し、これを「三鷹市プライバシー保護対策案検討市民会議」に諮り、その意見書を踏まえて、条例案を作成した。
- (3)「三鷹市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例」(昭和60年4月1日公布)
- (4)「三鷹市個人情報保護条例」(昭和62年12月25日公布)

2 条例の特徴

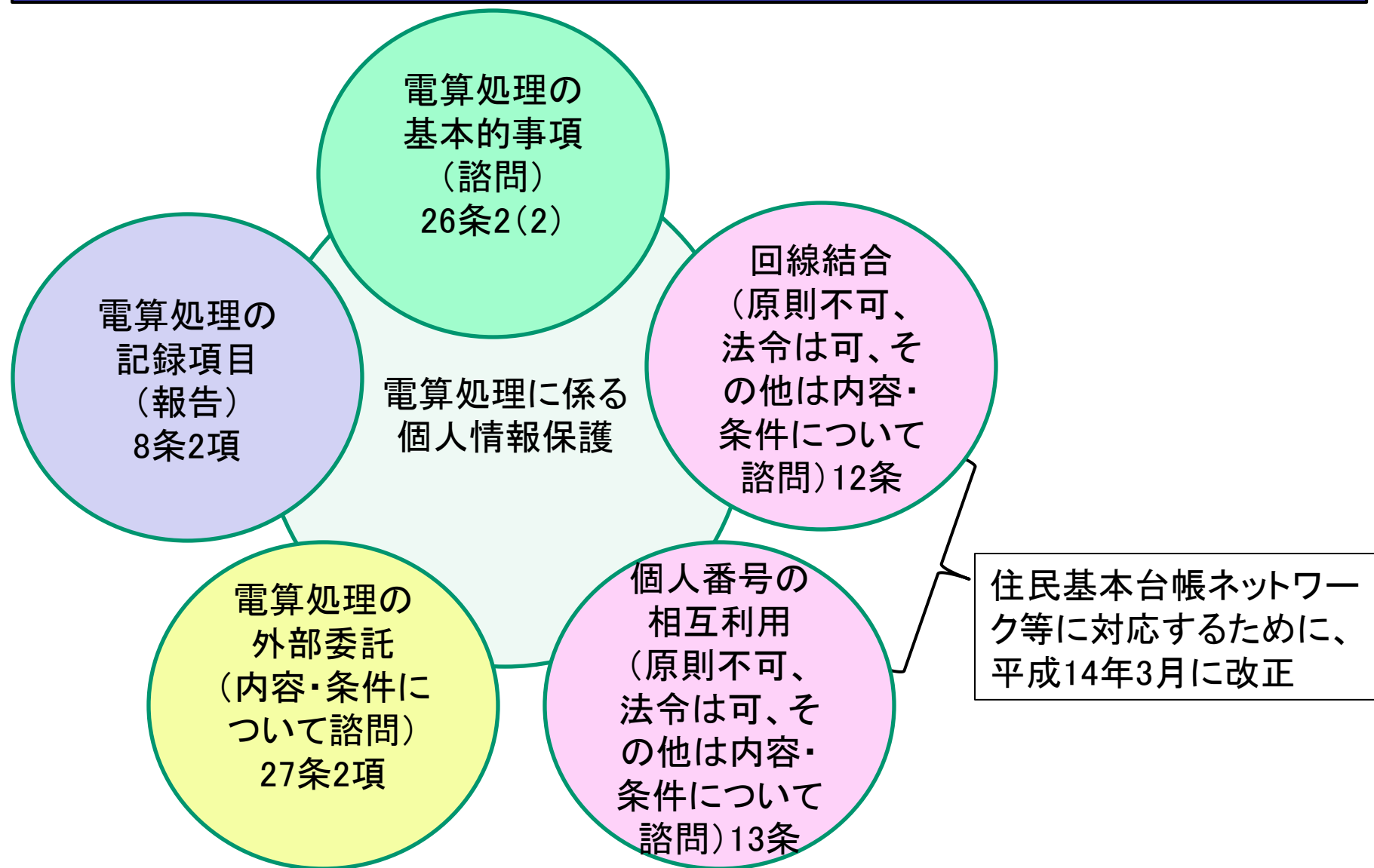
- (1)保護対象をコンピュータ処理事務から手作業処理事務まで広げた総合的な保護条例
- (2)個人情報を目的外利用または外部提供するときは、原則として本人に通知する
- (3)実施機関が目的外利用又は外部提供の制限に違反しているときは、何人も中止を請求できる
- (4)個人情報の訂正請求/削除請求等があったときは、その決定までは当該個人情報の利用又は提供を一時停止
- (5)審議機関として個人情報保護委員会を、救済機関として個人情報保護審査会を設置
- (6)事業者の責務とその違反に対する規制を定めた
- (7)受託者及び指定管理者をはじめ職員、審査会又は委員会の委員に守秘義務を課し、その違反に対し罰則を科すこととした

個人情報保護法と三鷹市個人情報保護条例との対比



	個人情報保護法	三鷹市個人情報保護条例
個人情報の定義	生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの	個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの
取扱事業者・実施機関	個人情報データベース等を事業の用に供している者。(国の機関、地方公共団体等、取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者を除く)	実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
利用目的による制限	あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。	実施機関は、個人情報を利用の目的の範囲を超えて利用(以下「目的外利用」という。)をしてはならない。
提供の制限	個人情報取扱事業者は、法令に基づく場合等のほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。	実施機関は、個人情報を利用の目的の範囲を超えて市以外のものに提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。
開示・訂正・利用停止等	それぞれの規定あり	開示・訂正・利用停止等に加え、削除請求権あり
適用除外	放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関等について、個人情報取扱事業者の義務等の除外規定あり	なし
個人情報の開示請求権等を保護するための附属機関	なし	三鷹市個人情報保護審査会
個人情報保護制度の適正な運営を図るための附属機関	なし	三鷹市個人情報保護委員会
電子計算処理に係る制限等	なし	回線接続、外部委託処理、個人番号の利用等に関する制限等の規定あり

個人情報保護条例における電算処理に関する規定



情報セキュリティ・マネジメント・システム (ISMS)



- 情報セキュリティポリシーやリスクアセスメントの手法を確立
- 情報セキュリティ体制の確立を図るため、平成15年度からISMSを実施
- ISO27001の外部認証を取得(現在、11課)(全国では、11自治体を含む22公共団体)
- 外部認証取得課は、毎年の継続審査、3年ごとの更新審査を受審
- PDCAサイクルによる改善を実施
- セキュリティ運営委員会(委員長:副市長)に、システムトラブルを含む事故を報告し、改善策を実施
- 庁内ネットワーク接続のPCでは、USB等の利用の制限、外部送信ファイルの暗号化
- 全職員に「セキュリティ・ハンドブック」を配布し、周知を図る
- eラーニングによるセキュリティ研修等を実施
- 新任職員、管理職・係長職の集合研修を実施
- 認証取得課以外の課についても、内部監査員によるセキュリティ点検を実施中

三鷹市ICT事業継続計画と災害時要援護者支援

1 策定の目的と位置づけ

災害時や非災害時における脅威発生時においても、情報システムの機能をできる限り確保することで、市の事業が継続されるよう、その取組み計画書や行動手順書などを定めたもの。

2 災害以外の脅威も想定

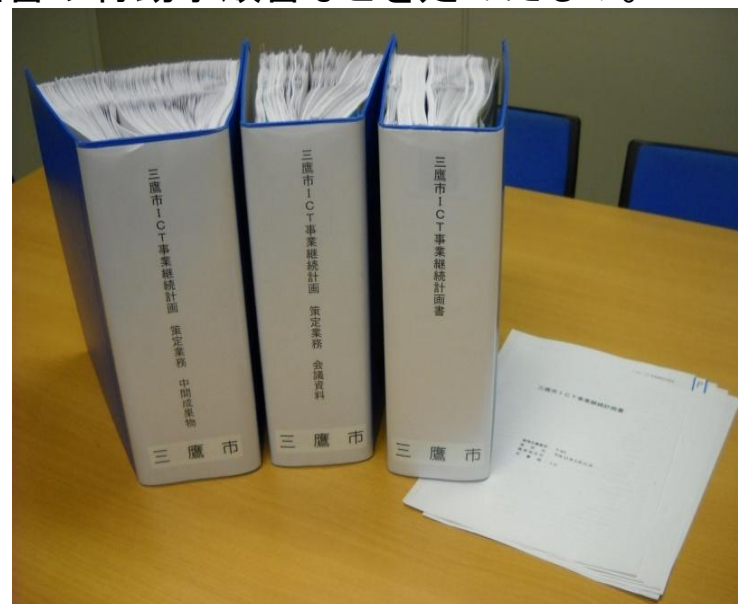
災害時編(震災・風水害)のほか、非災害時編(コンピュータウィルスによる障害・システム障害・機器の物理的故障など)、感染症編(新型インフルエンザなどの流行時)を策定

3 優先システムを選定し、必要な手順などを文書化

重要業務と優先システムの選定し、システム復旧に必要なとなる手順書を想定脅威ごとに 策定。

「計画・実施・検証・改善」ごとに文書体系を分けて作成することで、継続した運用や全体の改善を図る。

4 将来、ISO27031 の認証取得を意識した作りとした。



災害時要援護者支援

災害時等に高齢者・障がい者等の要援護者を地域で支援するために、自治会・町会等において相互支援体制をとれる団体と協定を締結し、その自治会等の地域内の希望する対象者の個人情報、を、あらかじめリスト化し団体に提供することで、災害時等の支援を円滑に行えるよう連携している。

災害対策基本法及び「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(内閣府)との関連の検討が必要